

厚生委員会会議録

平成25年9月24日(火)

(開会) 10:06

(閉会) 11:02

【案件】

1. 議案第74号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第77号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
3. 認定第17号 平成24年度飯塚市立病院事業会計決算の認定
4. 請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願

【報告事項】

1. 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業について (高齢者支援課)
2. 相田保育所の民営化について (子育て支援課)
3. 菰田・徳前保育所の統廃合について (子育て支援課)
4. 飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会答申について (子育て支援課)
5. 艇庫ガラス損害事件について (健康・スポーツ課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第74号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

医療保険課長

「議案第74号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書の13ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ151億9465万円と定めるものでございます。今回の補正は、マルチペイメントネットワークの口座振替受付サービスの導入に係る経費を計上したものでございます。

お手元に資料をお配りしておりますのでお願いいたします。この1枚ものの資料になります。表に口座振替受付の流れの比較ということで書いてありますが、これが現在の紙ベースの流れになっておりまして、まず、申請書を本人に書いていただきまして、窓口なり金融機関のほうに提出をしていただきまして、印鑑、その他を照会いたしまして、最終的には最大で40日ほどいまかかっております。今回の口座振替の受付サービス、下段のほうになりますが、これはキャッシュカードを利用いたしまして、即座に登録が完了すると。裏面のほうになりますけれども、皆様すでにご存じだと思いますけれども、クレジットカードをお使いの場合にカードリーダーを通す形になりますけれども、そういったイメージでキャッシュカードを通していただければ、情報処理センターを経由しまして金融機関、それが即座にこちらのほうで登録完了の続きができるというようなことになっております。今回は支所に4台と本庁の医療保険課に2台、納税課に2台、合計8台を配置する予定にいたしております。

予算書の17ページをお願いいたします。3.歳出予算の1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費に導入経費として505万3千円を計上いたしております。その主なものといたしまして、口座振替情報処理手数料378万6千円のうち金融機関登録料として300万円、口座振替取扱手数料として72万2千円、器具費として、端末機器購入費8台分の96万6千円、マルチペイメントネットワーク推進協議会の年会費として10万円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2節特別徴収交付金に400万円を計上いたしておりますが、こ

れはマルチペイメントネットワークの口座振替受付サービスの導入に係る経費につきましては、補助の対象になっておりまして、金融機関登録料が上限300万円、端末機器購入費等といったしまして上限100万円となっております。9款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、歳出予算に計上いたしております505万3千円から補助対象の400万円差引いた105万3千円を計上いたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

これについてですけれども、これは国民健康保険税だけではなくて、市税にも使われるのではないかと思います。どうですか。

医療保険課長

今回補助対象となります関係で、国民健康保険を優先的に導入しておりますが、これ以外に後期高齢者の保険料、あとは市税関係も導入する予定にしております。それ以外にも市の納付金あたりにつきましては、随時導入をいま検討しているところでございます。

宮嶋委員

すべてについて使えるということ。ただ今回補助金の関係で国保のほうで、提案されているということですね。今の口座振替が何%とか、そういうのがわかりましたら教えてください。

医療保険課長

今年の8月末の口座振替率でご説明を差し上げます。現在8月末で、これは件数ベースで41.71%となっております。昨年同期と比べますと、昨年の同期が37.29%ということですので、かなり件数は上がってきております。今回の口座振替サービスにつきましては、1月から導入の予定になっておりますので、それまでは紙ベースの申請ということになっております。

宮嶋委員

この機械の導入で、どのくらいまで口座振替のパーセントが上がるというふうに考えられているのかどうか、教えてください。

医療保険課長

目標といたしましては、毎年10%、最終的には80%を目指すというふうに考えております。もし、議員の皆様の中で口座振替をされておられない方がいらっしゃいましたら、早急に加入のほうをよろしく願いいたします。

宮嶋委員

この口座振替情報処理手数料というのが、いま銀行のほうに378万円ということですが、この手数料というのは今年度の分ということになるのか、今後どんなふうに手数料がかかっていくのか、教えてください。

医療保険課長

情報処理手数料と言いましたら、口座振替を実際に納期毎にやりますけれども、それを手数料として払う。ただ、この中に今回300万円の分の新たに入れておりますけれども、これは今回の口座振替のサービスを導入するときの契約料として、各金融機関と契約をするものでございます。今のところ5行を考えております。

宮嶋委員

それでは、この300万円というのは初期投資ということで、来年度からはいわゆる手数料だけということになるということですね。わかりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第74号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

医療保険課長

お手元に配布しています議案資料の19ページをお願いいたします。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、株式等に係る所得等に対する課税の見直し等により、関係規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。21ページをお願いいたします。附則第9項については、上場株式に係る配当所得に対する分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、配当所得を配当所得等に改めるものでございます。次に、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に分けたことに伴い、附則第12項を「一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例」の規定に改め、附則第13項を「上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例」の規定に改めるものでございます。

次に、附則第14項、第15項、第17項、及び第22項の規定を削除し、附則第20項中の配当所得を特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、利子所得、配当所得及び雑所得に改めまして、関係の項番号を整理するものでございます。施行期日は、平成29年1月1日といたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

この税条例の改正は、ひとつ前の76号の中の税改正と同じ趣旨ということによろしいでしょうか。

医療保険課長

その関連で条例を改正いたしております。

宮嶋委員

結局、今まで株式と公社債に関しては別々に税額を算定していたものを合算で算定するというふうな解釈で間違いはないでしょうか。

医療保険課長

公社債利子は今まで非課税の取り扱いにいたしておりましたが、今度の改正でその分は課税対象となるということでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 飯塚市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成24年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康・スポーツ課長

「認定17号 平成24年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」についての補足説明をいたします。決算書の1ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款病院事業収益、第1項医業収益につきましては、その主なものといたしまして、普通交付税病床分及び救急病院分交付金で・決算額は当初予算額と同額の2億1599万1千円となっております。第2項医業外収益につきましては、その主なものといたしまして、病院事業債利息のうち交付税措置分の一般会計補助金、病院事業債及び合併特例債指定管理者負担分等となっております。予算額2億2530万円に対し、決算額2億2006万3338円となり、523万6662円が減額となっております。これは、地歴調査委託及び医療機器購入に係る一時借入金利息分の指定管理者負担分が、借入が発生しなかったため減額となったものでございます。

次に、支出についてご説明いたします。第1款病院事業費用、第1項医業費用につきましては、病院管理運営交付金2億1599万1千円、減価償却費1855万6673円で決算額2億3548万2687円となっております。第2項医業外費用につきましては、病院事業債償還利息、市立病院管理運営協議会費用等で予算額894万6千円に対し、決算額358万4549円となり、536万1451円が、主に一時借入金が発生しなかったため等で不用額となっております。

2ページをお願いします。資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款資本的収入、第1項企業債につきましては、予算額1億2460万円に対し、決算額1億2300万円となっております。その内訳は、機械装置整備関係病院事業債分7340万円と、23年度からの繰越分の実施設計費分4960万円となっております。第2項出資金につきましては、病院事業債償還元金に対する交付税措置分、及び合併特例債にかかる一般会計からの出資金でございます。予算額4679万1千円に対し、決算額4619万278円となっております。決算額には、第1項企業債同様、23年度からの繰越分の実施設計費分に係る一般会計負担金、これは合併特例債分でございますが、1650万円も含まれております。第3項納付金につきましては、病院事業債償還元金のうち一般会計繰入金を除いた協会負担分、及び起債対象外分の協会負担分でございます。予算額3187万2千円に対し、決算額3160万6170円となっております。

次に、支出についてご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良事業費につきましては、決算額7929万2850円で前年からの繰越額の7875万円が含まれております。第2項機械整備事業費につきましては、決算額9799万1250円で入札による不用額が200万8750円となっております。第3項企業債償還金につきましては、病院事業債償還元金でございます。トータルといたしまして、当年度の純損失は1900万3898円となり、前年度繰越欠損金が1億6855万2376円だったことから、当年度未処理欠損金は1億8755万6274円となっております。

以下4ページから7ページまで剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表を、8ページからは決算附属書といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしております。

以上で簡単ですが、決算書の概要説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思います。資料要求はありませんか。

宮嶋委員

医師及びスタッフの状況、数字ですね。それと診療科とかの。それと患者数の推移がわかるもの、入院、外来。お願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま宮嶋委員から要求がっております資料は提出できますか。

健康・スポーツ課長

医師と患者数につきましては、平成24年度の分ということでよろしいでしょうか。前回、決算の状況についてご報告した中では、数字をご報告しておりますけど。あと、そのスタッフが、例えば技師とかそういった看護師もちょっと報告しておりますが、技師等ということでよろしいですか。そうしますと、既にお出ししている分にプラスして技師等についてはご報告をさせていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま宮嶋委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。他に資料要求はありませんか。

(な し)

なお、資料については準備が出来しだい、事務局より各委員へお知らせいたします。

お諮りいたします。本案は慎重をきして、閉会中に審査するというので、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

宮嶋委員

飯塚市には、この引きこもりというふうな定義での所管課が今のところ見当たらないということでしたけれども、県にこういう部署、担当しているところがあれば、そういうところからの資料というか、現状というか、そういうのがありましたら、今どういう対策が行われているのかとか、できましたらそういうのを取り寄せていただけないでしょうか。

委員長

資料要求ということでいいですか。執行部にお尋ねいたします。ただいま宮嶋委員から要求がおります資料は提出できますか。

こども・健康部長

県のほうに確かめて、もし資料がありましたら資料を出したいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

お諮りいたします。ただいま宮嶋委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。他に資料の要求はございませんか。

(な し)

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業について」、報告を求めます。

高齢者支援課長

「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業について」報告をさせていただきます。お手元に配付をさせていただいておりますA3の徘徊SOSネットワークイメージ図をご参照していただきたいと思っております。この認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を10月1日から実施することにしました。この事業は、認知症による行動・心理症状からおこる「徘徊」で行方不明となった場合に早期発見につなげようとするものです。事業の仕組みとしましては、飯塚警察署と協議をしながら、認知症のため、徘徊のおそれのある、認知症高齢者の方の家族が、市のほうへ高齢者の方の住所、氏名、年齢、顔写真や個人の特徴などの個人情報事前に登録していただき、徘徊が起こった時には、協力事業所等に情報をメール配信し早期発見につなげようとするものです。協力事業所等は徘徊の捜索や早期発見のため、徘徊が起こった場合、通常業務の範囲で協力していただける企業や事業所を募り、市に協力事業所として登録をしていただくものです。また、本市の取り組みの支援のため、福岡県からはコンビニなどが加入します日本フランチャイズ協会への協力要請をさせていただいております。今後、認知症高齢者の方の「徘徊」が起こった時には、早期発見につなげるものであります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

これはもう既にやられているということなんですか。いつからするとかというのは。

高齢者支援課長

先ほども述べましたが、10月1日から実施したいというふうに考えております。これは9月1日の市報で、家族の方とか協力事業所のほうへ登録のご案内をさせてもらっております。

宮嶋委員

登録とかいうのも今からということですね。

高齢者支援課長

ご質問のとおりであります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「相田保育所の民営化について」、報告を求めます。

子育て支援課長

相田保育所民営化について説明いたします。公立保育所の民営化につきましては、平成23年度に策定しました「公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」に基づいて、進めているところです。民営化については、平成25年8月に開催しました第5回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において審議、ご確認をいただき、実施計画のとおり相田保育所を民営化することとなりましたので報告いたします。今後のスケジュールとしては、10月に保護者説明会を開催し、地元自治会に対しても周知を行い、あわせて保護者へのアンケート調査を実施し保護者の意見・要望を募集要綱に反映したいと考えております。保育所条例の改正案につきましては、12月議会において上程する予定です。その後、公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において移譲先法人の募集要綱を作成、26年2月から3月にかけて移譲先法人の募集を行い、4月中旬頃までに選考・決定し、早ければ26年5月頃から決定した移譲先法人との引継等を行い、平成27年4月1日から予定通り民営化することといたしております。

以上簡単ですが、相田保育所民営化について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「菰田・徳前保育所の統廃合について」、報告を求めます。

子育て支援課長

菰田・徳前保育所の統廃合についてご説明いたします。平成23年度に策定しました「公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」の中で、菰田・徳前保育所については「平成27年度までに統廃合するものとし、新設の場所については、公共施設等が特定の地域に過度に集中することのないよう十分配慮し、決定する。」ことといたしておりました。その後、候補地の比較検討、並びに関係各課との協議を重ねてまいりました結果、お手元に配付しております資料2ページにございますとおり、花市場横の市有地、堀池15-9に新設するのが最適であるとの判断に至りました。なお、1ページの比較検討資料中、白丸の項目がメリット、黒丸の項目がデメリットを表しておりますが、堀池15-9の唯一のデメリットとして災害時の安全性において候補地、及び周辺道路で冠水のおそれありとなっておりますが、7.19大水害以降実施されました国の浸水対策事業の整備完了により、現在は候補地周辺の水害による冠水の恐れはほとんど解消されていると考えております。今後は平成27年度中の統合・新設整備に向けて、計画を進めてまいりたいと考えています。

以上、簡単ですが、菰田・徳前保育所の統廃合について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

菰田と徳前を一緒にすると、そして今の花市場のところにもってきたいという意向であります。ここに3つの候補地が掲げられていますが、菰田についても大変いびつと言うか、入りづらいし、狭いというふうに思います。この花市場については、菰田からもちょうど徳前から中心ではないのかなと、道も広いしというのは理解をいたしますが、今回の一般質問の中で、菰田駅前の開発というのが降って湧いたように出てまいりました。それというのは炭都ビルが解体をして、その利用等々が出てきたから飯塚駅前の開発が出てきたわけですが、今までは行政のほうとしては、炭都ビルについては地権者が多いので、なかなか難しいというような御答弁の中で、菰田の開発というのが出てきておりませんでしたけれども、今回の一般質問からは本当に菰田を何とかしなきゃいかんという思いの中で、そういう質問が多かったというふうに思います。それについてですが、炭都ビルだけの開発ではどっちにしても駄目なので、どうしても市場の辺りまでの開発というようなことになってくるのではないのかなと、将来的にです

ね。どういう絵が描かれるのかわかりませんが、そのときにちょうどいま示されていますこの場所は市場の横です。これがどんなふうな影響を及ぼすとか、いいんじゃないとか、そういうことは検討されたのでしょうか、お尋ねします。

子育て支援課長

あり方検討委員会の中では、そういった検討は行っておりませんでした。

松本委員

当然、あり方検討委員会の中では、今回は、本当に降って湧いてきたように出てきた話ですので、そういったことは検討されてないのかと思いますが、行政の内部では、当然そういったご答弁もされておるわけですから、そういったことは検討の材料になるうかと思うんですが、その辺はいかがですか。

こども・健康部長

いま委員言われますように、炭都ビルについては面積的に確か1,000平米ちょっとしかありませんので、面積的には保育所をつくるには狭すぎるということで、それで今はつくった中で、先に私ども、その市場の民営化とかいろんなことまで検討いたしましたけれど、その中でも影響があつた部分についてはないやろうということで、それと徳前保育所が、知ってあるとおり、大変、前、駐車場を借りていたところに家が建ちまして、送迎がなかなか厳しい状態になっております。危ない状態になっております。早急に建て替えたいというのがありましたので、今回はもう緊急と言いましょうか、そう話し合つた中で菰田・徳前の場所をこの位置に決めたということでございます。

松本委員

徳前保育所の駐車場がないと、道も狭いということも理解しています。私は炭都ビルの跡に保育所を建てると言っているわけではないんです。あの辺の開発を、どんなふうな開発がなされるか全然わかりませんが、しようとするときに、この一角にですね、ちょうどここは入り口というか、道の入り口のちょうど寄り付きのいいところなんですよね。だから、そういったことがあり方検討委員会の中では当然、私どもも今回の議会で菰田そんなふうになるんだねという思いしか持っていませんけれども、行政のほうとしたら、そういったことも十二分に考えないと、この一角に子どものこういった施設を持ってくるといいことなのかですね、将来的なことも含めてですよ、当然何が来るのかわからないというふうなご答弁かと思えますけれども、それはどちらも良い相乗効果でなくてはならないと思うんです。子どもたちにとっても、その周辺の開発にとってもですね。だから、そこをお尋ねしているんです。あなた方はトップですから、部長さんなり、市長さんなり、副市長さんなりは、そういった飯塚市の絵を描くにあたってですね、そういった思いは持って当然おありだろうと、持っていたかんと困るわけですよ。あそこが邪魔になったんで、本当あれが邪魔なんですよねと、後からそういうことではいけませんので、そういうようなお話はされたのでしょうかということをお尋ねしております。

こども・健康部長

いま議員がご心配されていますように、あの部分については、どういうふうな絵を描いていくかということについてはですね、まだどういうふうな絵を描くというのは決定していませんので、今お答えするわけにはいきませんが、とにかく言えるのは、保育所が建つても迷惑になるような施設はつくりたくないと考えておりますので、あの一画については保育所が建つて横にそういう迷惑になるような施設とかそういうことにはならないと考えておりますので、それと菰田のほうからもですね、統合した保育所についてはなるべく菰田の近いところに建ててほしいという、委員も心配されていますように、菰田はどんどんなくなっていくという形で、私どもにも要望がありました。統合があつた時点で、統合する時点で、それであの部分にどうやるかということを考えていますので、よろしく願いいたします。

松本委員

繰り返しになりますけどね、そのところを十二分に考えて、やはり行政は計画を立てていただかないといけないということを強くお願いをしておきます。でないと、どちらもが、保育所のほうも迷惑だとかね、開発されたほうも、あそこがちょうど角でね、あれが迷惑なんだよねというようなことがないようにですね、まあ何が来るのかわからんと、当然そういうご答弁にしかならんのだらうと思いますが、それでもあなた方は先を見据えた計画をしていただかないかということ強くお願いをしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会答申について」、報告を求めます。

子育て支援課長

公立幼稚園の利用料につきましては、平成23年11月に策定した「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」の中で、平成25年度末までに見直しを行うこととされておりました。この計画に基づき、公立幼稚園利用料について、保育所・幼稚園あり方検討委員会で検討を行っていただき、9月9日に市長に対して、お手持ちの資料、3ページ以降に添付しております答申を行っていただいたところでございます。検討にあたっては、認定こども園として連携する公立保育所との費用負担のバランスや、県内他市の状況等を踏まえた上で審議が行われた結果、1点目として、入園料3,000円は適切な額であるため据え置く。2点目として、授業料は月額6,000円を7,000円に改定するのが妥当である。なお、国等の動向を十分に踏まえつつ、できるだけ速やかに実施すべきである。3点目として、預かり保育料は国の子ども・子育て支援新制度に合わせて検討する。4点目として、低所得世帯の減免は現在の減免率を維持するとともに、多子世帯に対する第3子以降の利用料の無償化も合わせて実施することが望ましい。以上4点にわたりまして答申の概要がなされております。今後は、教育委員会で教育委員のご意見をうかがいながら、改定の金額や実施時期について協議を行っていただく考えてございます。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

この入園料については適当であるので据え置くと、授業料については、これはもう以前から合併した当時からですね、うちは今6,000円という設定をしておりますので、近隣を見た中でもちょうど真ん中、低いところは4,000円台もあり、高いところは8,000円台もありというような状況の中ですが、25年度には方針を出すというあり方検討委員会の検討がなされておったというふうに思いますが、それを今回は国の子育て新制度、こういった国の動向を見据えた中でやると言われておるんですね、そのとおりでしょうか。

子育て支援課長

子育て支援新制度につきましては、昨年8月に立法化されまして、現在準備事務が進んでいるところでございます。これにつきましては、消費税の導入が前提になっておりますので、ちょうど今がその大事な時期に差しかかっているところでございます。そういったことを踏まえて、国の動向を十分踏まえつつ、できるだけ速やかに実施すべきとの答申がなされております。

松本委員

それでは新制度っていうのは、今の保育料の値上げをしなくても、何らかの支援があると、そういうことではないんでしょうか。

子育て支援課長

現在、国の子ども子育て会議で検討がなされております新制度の内容といたしましては、幼稚園の授業料につきましても、いわゆる保育所と同じような応能負担のような考え方が導入される予定となっております。そうなりますと、施設のほうには制度としまして、個人給付の形をとるようになりまして、保育所にしても幼稚園にしても同じような仕組みのもとで同じような利用者負担が、応能負担という形で変わるということになっております。これが予定どおり実施されるかどうかというのは、消費税の導入如何ということになっておるところでございます。

松本委員

そうしますと、この授業料の値上げについてはいつからということは明記されておりませんが、これは国の如何によっていつになるかわからないということなんでしょうか。

子育て支援課長

この後の予定といたしましては、先ほどもご報告いたしましたとおり、教育委員会会議が来月開催される予定でございます。この場におきまして先ほどの国の動向、そのほか教育委員会としても御意見も考えられますので、そういった御審議を踏まえて導入の時期といったものが決まっていくというふうに考えております。

松本委員

この授業料については、値上げを今はしないとやっているわけですから、保護者の負担はなくなるわけですから、今のところはですね。それはそれでいいんですが、あり方検討委員会等々の意向を踏まえると25年度には何らかの形を示すと言われておったわけですよ。国がどうなるかわからないという、今なんかすごくアバウトな答弁で、それが延ばされているんですが、やっぱり子どもが皆さん方をお願いをするときには、あなた方はあり方検討委員会の意向ですということ、ほとんどのことを曲げようとはされませんよね。自分勝手に、自分のいいとこだけ、いいとこ取りだけしてですよ、されるのは、これは授業料があがりませんので、それはいいんですが、いかがなものかなというふうに私は思っています。だから、そこら辺は十二分に考えて、皆さん方が保護者の負担が大きくなるのでと言われるのであれば、保護者の負担はいつまでたっても、来年から値上げをされても再来年から値上げをされても大きくなることには変わりはないんです。ですから、そこら辺は十二分に考えていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

質問というか、いま課長が答弁されたように授業料の形が変わってくると、そういうのはだいたい決まっているわけですよ。こういう時期にあえて値上げを、わざわざ答申をされないといけないのかどうか。いつからというふうに決まっていますので、これを今から検討されて、値上げをするかしないかというのを検討されるんだと思いますけれども、そういう応能負担制に変更される中で、何かいまあえてこの授業料を扱う意味があるのかなと、その辺の制度が変わるといようなことはこの検討委員会の中で説明をされているんじゃないかと思いますが、その辺に対して検討委員会の中からそのことについて、どういう意見が出たのかどうか、お尋ねしたいんですけど。

子育て支援課長

今回の答申につきましては、もともと平成23年11月に策定しておりました実施計画の中で、25年度末までに見直しを行うことというふうにしておったものでございます。そのため

25年度当初になりまして、予定どおりと言いますか、あり方委員会のほうに幼稚園の利用料について諮問を差し上げたわけでございます。その結果、今回9月に答申を得たわけでございまして、既定方針どおりと申しますか、あり方委員会といたしましては25年度に見直しを行う予定と、もともととしておりましたので、予定どおり答申を行ったということでございます。

宮嶋委員

当初、そういう予定だったかもしれませんが、今このように国の方針とかいうのも変わってきている中で、こういう授業料の体系自体が変わってくるという状況があるんですから、今回据え置きとか、国の動向を見据えてから判断するというような答弁もできたんじゃないかと思いますが、その辺いかがですか。

子育て支援課長

国のほうの子ども子育て会議の状況を逐次あり方委員会のほうでも確認しておりまして、その辺の状況を踏まえて、今回、国の動向等を十分に踏まえながらも委員会としてはできるだけ速やかに実施すべきであるというような内容になっております。

宮嶋委員

それではこの答申を受けて、幼稚園ですので教育委員会等の意見も聞いてということですが、答申を受けての結論というのはいつ頃出る予定ですか。

子育て支援課長

一応、10月の中旬ごろに教育委員会議が予定されておりますので、それ以降ということになるかと思えます。

宮嶋委員

ということは、来年4月からの授業料の引き上げということもあり得るということですね。

子育て支援課長

その辺り、あり得ることもあります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「艇庫ガラス損害事件について」、報告を求めます。

健康・スポーツ課長

穂波にございます、飯塚工業団地内にございますが、艇庫、これのガラスが1枚割られておりましたので、その件について御報告を申し上げます。発見しましたのが、9月22日、日曜日でございます。艇庫につきましては、以前から侵入者がございまして、艇庫内のボートを無断で使用している形跡がございましたので、鍵を変える等の対策を行いました。同一人物かどうか、今回わかりませんが、今回は鉄線入りの窓ガラスを1枚破壊し窓から進入し、ボートを利用していることが確認をされております。今回、窓ガラスが破壊されておまして、市に損害が発生しておりますので、警察へ被害届を出すこととしております。今後につきましては、職員により見回りを行うとともに、警察にもパトロール強化を要請し、事件の再発防止に努めていきたいと考えております。なお、損害額につきましては、ガラスの修理代約1万5千円ほどでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。